

後期高齢者医療制度の加入者の方へ 新しい保険証は7月末までにお届けします

現在、後期高齢者医療制度の加入者の方には、有効期限が「平成30年7月31日」となっている「後期高齢者医療被保険者証」〔紫色〕をおひとりに1枚ずつお渡ししています。

この有効期限を更新するため、7月末までに保険年金課から「有効期限平成31年7月31日」と記載された新しい被保険者証〔濃いクリーム色（黄色）〕をお届けします。

8月1日以降、古い被保険者証〔紫色〕は使えませんが、ご注意ください。

※新しい被保険者証の一部負担金の割合（1割または3割）は、平成29年中の所得に基づき、判定しています。

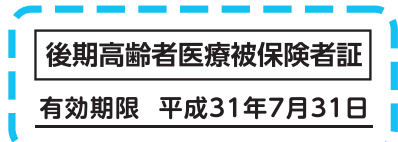
【お問い合わせ先】市保険年金課医療・年金担当

（市役所1階④番窓口）

☎ 32・4120 / FAX 35・0173

Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima

a.jp



ご確認ください!

新しい被保険者証〔濃いクリーム色（黄色）〕の有効期限は**平成31年7月31日**となっています。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 年 月 日	
被保険者番号	
住所	
氏名	
生年月日	
資格取得年月日	
有効期限	
交付年月日	
一部負担金の割合	
被保険者名	
被保険者住所	
被保険者生年月日	
被保険者資格取得年月日	
被保険者有効期限	
被保険者交付年月日	
被保険者一部負担金の割合	
被保険者番号	



「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新時期です

医療機関で診療を受けた際に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示した場合、医療費が自己負担限度額までの支払いで済みます。

この認定証は、毎年7月末が有効期限となっているため、今月が更新時期になりますので認定証の必要な方は以下に沿って交付申請を行ってください。

認定証を現在お持ちの方で、平成30年度市民税非課税世帯の方

更新申請の手続きは必要ありません。7月末までに保険年金課から認定証をお届けします。ただし認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で過去12ヵ月90日を超える入院をされた方は、申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

【注意】平成30年8月より現役並み所得の方は高額療養費の上限額が変わります

平成30年8月以降、年収約307～1,160万円（課税所得145～689万円）に該当する方は、医療費自己負担限度額の上限が変わります。高額療養費の上限額が変更される方は、変更後の上限額を確認し、必要に応じて限度額適用認定証の交付申請を行ってください。

※限度額適用認定証の交付を受けていない場合でも、後日、上限額を超えて支払った医療費を払い戻すための申請をすることは可能です。

平成30年度市民税非課税世帯で新たに認定を希望される方

交付申請の手続きをしてください。

【申請に必要なもの】

- ・後期高齢者医療被保険者証（原本）
- ・はんこ
- ・「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「通知カード」と「顔写真入りの本人確認書類（運転免許証など）1点」
- ※顔写真のない本人確認書類の場合は、「通知カード」と「後期高齢者医療被保険者証（原本）」のほかに「1点（年金手帳など）」が必要です。
- ※代理で手続きする場合は、被保険者本人の「マイナンバーカード（個人番号カード）」または「通知カード」と「代理人の顔写真入りの本人確認書類（運転免許証など）1点」または「代理人の顔写真のない本人確認書類（健康保険証、年金手帳など）2点」が必要です。



【お問い合わせ・申請先】

市保険年金課医療・年金担当（市役所1階④番窓口）
☎ 32・4120 / FAX 35・0173
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp